



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

遊技板の前面を流下する遊技球を受け止めて横斜め下方へと転動させる転動路を上面に有した転動路構成壁と、

前記転動路構成壁における前記転動路の途中又は末端に開口して、スライド蓋によって開閉される開閉入賞口とを備え、

通常は、前記スライド蓋により前記開閉入賞口が閉状態にされかつそのスライド蓋の上面が前記転動路の一部を構成し、遊技が大当たり状態になると前記スライド蓋が閉位置から開位置へとスライドして前記開閉入賞口が開状態になり、前記転動路を転動する遊技球が前記開閉入賞口に入賞可能になる遊技機において、

前記転動路構成壁は、前記遊技板の前面における遊技球の流下経路を左右に振り分ける振分部を有し、その一方に振り分けられた遊技球のみを前記転動路から前記開閉入賞口に向かわせる構造に形成され、

前記遊技板の前面には、前記転動路構成壁の前記振分部で他方に振り分けられた遊技球を前記開閉入賞口以外の入賞口又はアウト口に向かわせる流下経路が備えられ、

前記開閉入賞口のうち前記転動路の下流側に位置する開口縁と前記振分部とを結ぶ入賞境界線分と前記転動路構成壁とに囲まれた領域によって高確率流下領域を構成し、

前記高確率流下領域は、遊技球の少なくとも1部が進入可能な大きさになるように前記転動路構成壁の上面が前記入賞境界線分から離れる側に凹状に構成されると共に前記開閉入賞口以外に遊技球が入球可能な入球部が設けられていないことを特徴とする遊技機。

## 【請求項 2】

前記振分部は、前記開閉入賞口のうち前記転動路の下流側に位置する開口縁を支点にして前記転動路の上流側に延びる架空の基準線を水平状態から徐々に起こしたときに、前記転動路構成壁のうち支点から最も離れた位置に構成したことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

## 【請求項 3】

前記転動路のうち前記開閉入賞口の手前には、前記開閉入賞口に向かって遊技球が流下可能な流下段差部が設けられ、

前記転動路の上方には、前記開閉入賞口の手前で上方に跳ね上がる遊技球を前記開閉入賞口に向けて跳ね返す跳返部が備えられたことを特徴とする請求項1又は2記載の遊技機。

## 【請求項 4】

前記転動路のうち前記流下段差部より下流側部分を上方から覆う転動路上方カバー壁を設け、

前記転動路上方カバー壁のうち前記流下段差部に対する前記転動路の下流側斜め上方位置に段差部を形成すると共に、その段差部には前記流下段差部に対向するように傾斜した跳ね返し傾斜面が前記跳返部として備えたことを特徴とする請求項3に記載の遊技機。

## 【請求項 5】

前記跳返部の跳ね返し傾斜面の延長線上に前記開閉入賞口の下流側の一端側が位置することを特徴とする請求項4に記載の遊技機。

## 【請求項 6】

前記流下段差部には、その下段と上段との間で傾斜した流下傾斜面が備えられたことを特徴とする請求項3乃至5の何れか1の請求項に記載の遊技機。

## 【請求項 7】

前記転動路を幅方向で挟んで対峙しかつ少なくとも1部が透明になった1対の転動路側壁を備え、

それら1対の転動路側壁には、前記転動路のうち前記流下段差部の手前に、遊技球を蛇行させる蛇行部を備えたことを特徴とする請求項3乃至6の何れか1の請求項に記載の遊技機。

## 【請求項 8】

10

20

30

40

50

前記転動路構成壁の上面には、前記開閉入賞口から前記転動路構成壁の上流側端部に向かう途中位置までの範囲に前記転動路が設けられると共に、前記転動路構成壁の上流側端部から前記転動路の上端部までの範囲には、前記転動路全体の勾配より急勾配の転動導入斜面が備えられ、

前記開閉入賞口から前記転動導入斜面までの前記転動路に、段差部を挟んで複数段に分けられかつ前記転動導入斜面より緩やかに傾斜した複数の分割斜面が設けられたことを特徴とする請求項1乃至7の何れか1の請求項に記載の遊技機。

#### 【請求項9】

前記開閉入賞口は、前記転動路の途中に配置され、

前記スライド蓋により前記流下段差部の下段側が構成されると共に前記スライド蓋の上面は、前記転動導入斜面より緩やかに傾斜した第1サブ分割斜面をなし、さらに、前記転動路構成壁の上面には、前記スライド蓋の下流側に隣接しつつ前記第1サブ分割斜面より段付き状に下がった第2サブ分割斜面が形成されたことを特徴とする請求項4乃至8の何れか1の請求項に記載の遊技機。

10

#### 【請求項10】

前記転動路のうち前記流下段差部より下流側部分を上方から覆う転動路上方カバー壁と、

前記転動路上方カバー壁の上流側端部から立ち上がり、前記転動路の中間部の上方に位置してその転動路の中間部に向かって流下してくる遊技球を前記転動路の上端部に向けて逆走させるように案内する逆走誘導部を備えたことを特徴とする請求項1乃至9の何れか1の請求項に記載の遊技機。

20

#### 【請求項11】

前記大入賞口を遊技球が1つずつしか入賞できない大きさにしたことを特徴とする請求項1乃至10の何れか1の請求項に記載の遊技機。

#### 【発明の詳細な説明】

##### 【技術分野】

##### 【0001】

本発明は、遊技球が転動する転動部の途中に入賞口を備えた遊技機に関する。

##### 【背景技術】

##### 【0002】

従来、この種の遊技機として、入賞口の開口にスライド式の開閉部材を備えて、入賞口が閉鎖しているときには遊技球が開閉部材上を転動し、入賞口が開放していると遊技球が入賞口に入球するものが知られている（例えば、特許文献1参照）。

30

##### 【先行技術文献】

##### 【特許文献】

##### 【0003】

【特許文献1】特開2010-207265号公報（段落[0059]、[0061]、図3）

40

##### 【発明の概要】

##### 【発明が解決しようとする課題】

##### 【0004】

上述した従来の遊技機においては、遊技機を正面から見た際に、直線的に遊技球が流下すると遊技球の流れが単調であるという問題があった。

##### 【0005】

本発明は、上記事情に鑑みてなされたもので、直線的な遊技球の流下と異なる遊技球の流れとすることが可能な遊技機の提供を目的とする。

##### 【課題を解決するための手段】

##### 【0006】

上記目的を達成するためになされた請求項1の発明に係る遊技機は、遊技板の前面を流下する遊技球を受け止めて横斜め下方へと転動させる転動路を上面に有した転動路構成壁

50

と、転動路構成壁における転動路の途中又は末端に開口して、スライド蓋によって開閉される開閉入賞口とを備え、通常は、スライド蓋により開閉入賞口が閉状態にされかつそのスライド蓋の上面が転動路の一部を構成し、遊技が大当たり状態になるとスライド蓋が閉位置から開位置へとスライドして開閉入賞口が開状態になり、転動路を転動する遊技球が開閉入賞口に入賞可能になる遊技機において、転動路構成壁は、遊技板の前面における遊技球の流下経路を左右に振り分ける振分部を有し、その一方に振り分けられた遊技球のみを転動路から開閉入賞口に向かわせる構造に形成され、遊技板の前面には、転動路構成壁の振分部で他方に振り分けられた遊技球を開閉入賞口以外の入賞口又はアウト口に向かわせる流下経路が備えられ、開閉入賞口のうち転動路の下流側に位置する開口縁と振分部とを結ぶ入賞境界線分と転動路構成壁とに囲まれた領域によって高確率流下領域を構成し、高確率流下領域は、遊技球の少なくとも1部が進入可能な大きさになるように転動路構成壁の上面が入賞境界線分から離れる側に凹状に構成されるところに特徴を有する。

10

## 【0007】

請求項2の発明は、請求項1に記載の遊技機において、振分部は、開閉入賞口のうち転動路の下流側に位置する開口縁を支点にして転動路の上流側に延びる架空の基準線を水平状態から徐々に起こしたときに、転動路構成壁のうち支点から最も離れた位置に構成したところに特徴を有する。

## 【0008】

請求項3の発明は、請求項1又は2記載の遊技機において、転動路のうち開閉入賞口の手前には、開閉入賞口に向かって遊技球が流下可能な流下段差部が設けられ、転動路の上方には、開閉入賞口の手前で上方に跳ね上がる遊技球を開閉入賞口に向けて跳ね返す跳返部が備えられたところに特徴を有する。

20

## 【0009】

請求項4の発明は、請求項3に記載の遊技機において、転動路のうち流下段差部より下流側部分を上方から覆う転動路上方カバー壁を設け、転動路上方カバー壁のうち流下段差部に対する転動路の下流側斜め上方位置に段差部を形成すると共に、その段差部には流下段差部に対向するように傾斜した跳ね返し傾斜面が跳返部として備えたところに特徴を有する。

## 【0010】

請求項5の発明は、請求項4に記載の遊技機において、跳返部の跳ね返し傾斜面の延長線上に開閉入賞口の下流側の一端側が位置するところに特徴を有する。

30

## 【0011】

請求項6の発明は、請求項3乃至5の何れか1の請求項に記載の遊技機において、流下段差部には、その下段と上段との間で傾斜した流下傾斜面が備えられたところに特徴を有する。

## 【0012】

請求項7の発明は、請求項3乃至6の何れか1の請求項に記載の遊技機において、転動路を幅方向で挟んで対峙しかつ少なくとも1部が透明になった1対の転動路側壁を備え、それら1対の転動路側壁には、転動路のうち流下段差部の手前に、遊技球を蛇行させる蛇行部を備えたところに特徴を有する。

40

## 【0013】

請求項8の発明は、請求項1乃至7の何れか1の請求項に記載の遊技機において、転動路構成壁の上面には、開閉入賞口から転動路構成壁の上流側端部に向かう途中位置までの範囲に転動路が設けられると共に、転動路構成壁の上流側端部から転動路の上端部までの範囲には、転動路全体の勾配より急勾配の転動導入斜面が備えられ、開閉入賞口から転動導入斜面までの転動路に、段差部を挟んで複数段に分けられかつ転動導入斜面より緩やかに傾斜した複数の分割斜面が設けられたところに特徴を有する。

## 【0014】

請求項9の発明は、請求項4乃至8の何れか1の請求項に記載の遊技機において、開閉入賞口は、転動路の途中に配置され、スライド蓋により流下段差部の下段側が構成される

50

と共にスライド蓋の上面は、転動導入斜面より緩やかに傾斜した第1サブ分割斜面をなし、さらに、転動路構成壁の上面には、スライド蓋の下流側に隣接しつつ第1サブ分割斜面より段付き状に下がった第2サブ分割斜面が形成されたところに特徴を有する。

#### 【0015】

請求項10の発明は、請求項1乃至9の何れか1の請求項に記載の遊技機において、転動路のうち流下段差部より下流側部分を上方から覆う転動路上方カバー壁と、転動路上方カバー壁の上流側端部から立ち上がり、転動路の中間部の上方に位置してその転動路の中間部に向かって流下してくる遊技球を転動路の上端部に向けて逆走させるように案内する逆走誘導部を備えたところに特徴を有する。

#### 【0016】

請求項11の発明は、請求項1乃至10の何れか1の請求項に記載の遊技機において、大入賞口を遊技球が1つずつしか入賞できない大きさにしたところに特徴を有する。

#### 【発明の効果】

#### 【0017】

##### [請求項1の発明]

請求項1の遊技機では、転動路構成壁の上面が入賞境界線分から離れる側に凹状に構成されているので、遊技球の流れを直線的な流れと異なる流れとすることが可能となる。

#### 【0018】

また、請求項1の構成によれば、転動路構成壁のうち、開閉入賞口の下流側開口縁と振分部とを結ぶ入賞境界線分に相当する開口部分を、法律により定められている「入口」として利用利用することができる。

#### 【0019】

##### [請求項2の発明]

請求項2の遊技機では、振分部を、開閉入賞口のうち転動路の下流側に位置する開口縁を支点にして転動路の上流側に延びる架空の基準線を水平状態から徐々に起こしたときに、転動路構成壁のうち支点から最も離れた位置に備えたので、入賞境界線分を長くすることができる。

#### 【0020】

##### [請求項3の発明]

請求項3の遊技機では、比較的高速で転動してきた遊技球が流下段差部を流下した場合でも転動路の上方に、跳ね上がる遊技球を開閉入賞口に向けて跳ね返す跳返部を設けたことで、高速で転動してきた遊技球も飛び越えさせずに開閉入賞口に向かわせることができる。

#### 【0021】

##### [請求項4の発明]

請求項4の発明では、転動路のうち流下段差部より下流側部分を上方から覆う転動路上方カバー壁を設けたので、流下してきた遊技球が転動路を転動せずに直接開閉入賞口に入賞することが防がれる。また、この転動路上方カバー壁に跳返部としての跳ね返し傾斜面を設けたので、覆う転動路上方カバー壁と跳返部とを別個に設けるよりもスペースを有効利用することができる。

#### 【0022】

##### [請求項5の発明]

請求項5の発明では、跳ね返し傾斜面の延長線上に開閉入賞口の下流側の一端側が位置することで、跳ね返し傾斜面に当接した遊技球を開閉入賞口に誘導することができる。

#### 【0023】

##### [請求項6の発明]

請求項6の発明では、流下段差部に、その下段と上段との間で傾斜した流下傾斜面が備えられたことで、前記開閉入賞口に向けて遊技球を流下させることができる。

#### 【0024】

10

20

30

40

50

## [請求項 7 の発明]

請求項 7 の発明では、転動路を幅方向で挟んで対峙する 1 対の転動路側壁に、遊技球を蛇行させる蛇行部を備えて、流下段差部の手前で遊技球のスピードを抑制することで、遊技球が開閉入賞口を飛び越えることをより確実に防ぐことが可能となる。

## 【0025】

## [請求項 8 の発明]

請求項 8 の発明によれば、上流側端部で転動路側へ振り分けられた遊技球が、転動導入斜面で加速された後、転動路の複数の段差部を通過するにつれ、段階的に開閉入賞口に近くように転動し、遊技球の動きの趣向性が向上する。

## 【0026】

10

## [請求項 9 の発明]

請求項 9 の発明によれば、スライド蓋の上面と、その下流側の転動路構成壁の上面のうちスライド蓋の下流側との間にも段差を設けたことで、スライド蓋が開いているときと閉じているときとの遊技球の転動状態に大きな差が生じ、このことによっても遊技球が開放している開閉入賞口を素通りしたか、閉鎖している開閉入賞口の上を遊技球が転動したかを明確に判別することが可能になる。

## 【0027】

## [請求項 10 の発明]

請求項 10 の発明によれば、転動路の中間部に向かって流下してくる遊技球を、一旦上流側へ逆走させてから、下流側へ転動させてるので、遊技球のスピードを抑制することが可能になる。

20

## 【0028】

## [請求項 11 の発明]

請求項 11 の発明によれば、開閉入賞口を遊技球が 1 つずつしか入賞できない大きさにしたので、例えば、開閉入賞口の開放中に、不正な糸付きの遊技球を開閉入賞口に入れようとした場合、糸付きの遊技球によって開閉入賞口或いは開閉入賞口への通路が塞がり、不正の発見或いは抑制をすることが可能となる。

20

## 【図面の簡単な説明】

## 【0029】

30

## 【図 1】本発明の一実施形態に係るパチンコ遊技機の正面図

## 【図 2】遊技板の正面図

## 【図 3】入賞口ユニットの斜視図

## 【図 4】入賞口ユニットの分解斜視図

## 【図 5】可動扉 14T 及びスライド蓋 17T の閉鎖時のユニット本体の斜視図

## 【図 6】可動扉 14T 及びスライド蓋 17T の開放時のユニット本体の斜視図

## 【図 7】ユニット蓋の裏面斜視図

## 【図 8】ユニット本体の正面図

## 【図 9】ユニット本体の正面図

## 【図 10】ユニット本体の正面図

## 【図 11】ユニット本体の正面図

40

## 【発明を実施するための形態】

## 【0030】

以下、本発明を適用したパチンコ遊技機 10 (本発明の「遊技機」に相当する。) に係る一実施形態を、図 1 ~ 図 11 に基づいて説明する。図 1 に示すように、パチンコ遊技機 10 は、前面が前面枠 10Z にて覆われてあり、その前面枠 10Z に形成されたガラス窓 10W を通して遊技板 11 の遊技領域 R 1 が視認可能になっている。

## 【0031】

前面枠 10Z のうちガラス窓 10W より下方には、上皿 26 及び下皿 27 が上下 2 段にして設けられ、下皿 27 の右側には操作ノブ 28 が設けられている。操作ノブ 28 を回動操作すると、上皿 26 に収容された遊技球が遊技領域 R 1 に向けて弾き出される。なお、

50

上皿 26 に備えた球排出ボタン（図示せず）を押すと上皿 26 に収容されている遊技球が下皿 27 へと移動する。

【0032】

図 2 に示すように、遊技領域 R1 は全体が略円形状となっていて、ガイドレール 12 により囲まれている。遊技板 11 のうち遊技領域 R1 の中央には、遊技板表示窓 10H が貫通形成され、この遊技板表示窓 10H を通して、表示装置 30 の表示画面 30G が前方に臨んでいる。

【0033】

遊技板表示窓 10H の開口縁には、表示装飾枠 23 が取り付けられている。表示装飾枠 23 は、遊技板 11 の前面側から遊技板表示窓 10H に嵌め込まれ、遊技板表示窓 10H の内側に張り出すと共に、遊技板 11 の前面から突出している。そして、遊技領域 R1 を流下する遊技球が、表示装飾枠 23 の内側に進入しないように構成されている。表示装飾枠 23 の左右両側方には、遊技球が 1 球ずつ通過可能な基幹経路 21R, 21L が備えられ、遊技領域 R1 に弾き出された遊技球は、これらの一方を通過して下方へと流下していく。なお、左右の基幹経路 21R, 21L は、左右に小刻みに蛇行している。

10

【0034】

遊技領域 R1 のうち表示装飾枠 23 の下方における左右方向の中央部には、第 1 の始動入賞口 14A, メイン大入賞口 15 及びアウト口 16 が、上から順に並べて設けられている。また、メイン大入賞口 15 の左右両側方には、一つずつ一般入賞口 20, 20 が設けられている。表示装飾枠 23 の左側には風車 19 が設けられている。

20

【0035】

表示装飾枠 23 の右側には始動ゲート 18 と第 2 の始動入賞口 14B とが上から順に設けられ、第 2 の始動入賞口 14B の左下方には、サイド大入賞口 17（本発明の「開閉入賞口」に相当する）が設けられている。また、遊技領域 R1 には多数の障害釘が植設されている。

【0036】

遊技領域 R1 の各部位についてさらに詳説する。一般入賞口 20, 20 は、所謂、ポケット構造をなし、遊技球が 1 つずつ入ることが可能な大きさで上方に向けて開口している。

【0037】

始動ゲート 18 は、遊技球が潜って通過可能な門形構造をなしている。始動ゲート 18 を遊技球が通過すると普通図柄の当否判定が行われる。その当否判定の結果は、図示しない普通図柄表示部にて表示される。

30

【0038】

第 1 の始動入賞口 14A は、上面に開口を備えたポケット構造をなしている。また、第 2 の始動入賞口 14B は、上方に向けて開口し、常にスライド式の可動扉 14T にて閉塞されている。そして、前述した普通図柄の当否判定結果が当りの場合に可動扉 14T が後方にスライドし、遊技球が入球可能となる。

【0039】

各始動入賞口 14A, 14B に遊技球が入賞すると、特別図柄の当否判定が行われ、その判定結果が、表示画面 30G にて表示される。

40

【0040】

詳細には、図 2 に示すように、表示画面 30G には、3 つの特別図柄 13A, 13B, 13C が横並びに停止表示されている。これら各特別図柄 13A, 13B, 13C は、例えば、「0」～「9」の数字を表記した複数種類のもので構成されており、通常は、各特別図柄 13A, 13B, 13C ごと、所定の種類のものが停止表示されている。そして、始動入賞口 14A, 14B に遊技球が入賞したときに、これら 3 つの特別図柄 13A, 13B, 13C が変動表示（上下方向にスクロール表示）され、所定時間後に、例えば、左、右、中の順で各特別図柄 13A, 13B, 13C が停止表示される。始動入賞口 14A, 14B への入賞に起因した特別図柄の当否判定結果が当り（以下、「大当たり」という）

50

の場合には、3つの特別図柄13A, 13B, 13Cが全て同じ図柄(ゾロ目)で停止表示され、その後、遊技が「大当たり遊技」に移行する。これに対し、判定結果が外れの場合には、ゾロ目以外の組み合わせで停止表示され、通常の遊技状態が続行する。

【0041】

メイン大入賞口15は横長矩形状をなして前方に開放し、常には可動扉15Tにて閉塞されている。また、サイド大入賞口17は、上方に向けて開口し、常にはスライド式のスライド蓋17Tにて閉塞されている。そして、「大当たり遊技」になると、各大入賞口15, 17が開放し、遊戯球が入球可能となる。具体的には、メイン大入賞口15の可動扉15Tが所定期間に亘って前側に倒される。すると、可動扉15Tを案内にしてメイン大入賞口15に多くの遊技球が入賞可能となる。また、サイド大入賞口17のスライド蓋17Tが後方にスライドし、サイド大入賞口17に遊技球が入賞可能となる。これらの大入賞口15, 17は、一方が開放しているときは、他方は閉鎖されているように構成されている。

10

【0042】

ここで、可動扉15T又はスライド蓋17Tが開放してから閉じるまでの間(予め定められた所定期間内で複数開閉を繰り返す場合も含む)を「ラウンド」と称すると、1つのラウンドは、可動扉15T又はスライド蓋17Tの開放時間が30秒に達したか、又は、メイン大入賞口15又はサイド大入賞口17に遊技球が10個入賞したか、の何れかの終了条件が先に満たされた場合に終了する。また、「大当たり遊技」は、最大で、例えば2ラウンド行われ、1ラウンド目はメイン大入賞口15、2ラウンドはサイド大入賞口17がそれぞれ開放するように構成されている。また、メイン大入賞口15及びサイド大入賞口17に遊技球を入球させるには、障害釘の配置により、遊技領域R1の左側よりも右側に遊技球を流下させた方が有利なように構成されている。

20

【0043】

なお、各始動入賞口14A, 14B及び一般入賞口20, 20へ遊技球が入球したときは、例えば、1個の入球につき4個の賞球が上皿26に払い出されるのに対し、各大入賞口15, 17に遊技球が入賞すると、例えば、1個の入賞につき15個の遊技球が上皿26に払い出されるようになっている。また、上述した各入賞口14A, 14B, 15, 17及び20の何れにも入賞しなかった遊技球は、遊技領域R1の下端に配置されたアウト口16に全て取り込まれる。

30

【0044】

ここで、図2に示すように、本実施形態のパチンコ遊技機10では、遊技領域R1の右下方部に、始動ゲート18、第2の始動入賞口14B、サイド大入賞口17及び右の一般入賞口20を一体に備えた入賞口ユニット25が配置されている。図3に示す入賞口ユニット25は、ユニット本体25Bにユニット蓋25Aを取り付けてなる。具体的には、図4に示すように、ユニット蓋25Aの裏面には、複数の円筒突部25Tが形成され、ユニット本体25Bには、それら円筒突部25Tに相当する位置にビス孔25Hが形成されている。これらの円筒突部25Tとビス孔25Hとを合わせて、ユニット本体25Bの裏側からビス止めすることで、ユニット本体25Bにユニット蓋25Aが固定されている。なお、ユニット本体25Bには、ユニット蓋25Aを固定するためのビス孔25H以外にも複数のビス孔25Hが形成されていて、それらのビス孔25Hと遊技板11に形成されたビス孔(図示せず)とをビス止めすることで、入賞口ユニット25が遊技板11に固定されている。

40

【0045】

図5に示すように、ユニット本体25Bは、その全体形状が、右上端部から左下端部にかけてガイドレール12に沿うように湾曲し、その右上端部から左方に延びた上辺と、左下端部から上方に延びた左辺とが接続した形状となっている。詳細には、ユニット本体25Bの上辺は、右上端部から左右方向の中央部まで、僅かに上方に膨らみながら延び、その中央部から斜め上に遊技球1~2球分傾斜し、そこから左下方へ向けて、上方へ膨らみながら延びている。ユニット本体25Bの左辺は、左下端部から左方へ突出した左突出部

50

25Lを形成した後、垂直上方に遊技球2球分延び、そこから上辺の左端まで、右上方へ伸びている。左突出部25Lは、左下端部から左上方へ遊技球2~3球分延びた後右上方へ遊技球1~2球分延び、そこから右方へ略水平に遊技球2球分延びている。この左突出部25Lに、上述した一般入賞口20が形成されている。

【0046】

ユニット本体25Bは、遊技板11に重ねられる基準壁25Zに各種部材が前方に突出するように形成されている。以下に詳細を説明する。

【0047】

ユニット本体25Bのうち右上方部には、第2の始動入賞口14Bと始動ゲート18とを一体に備えた始動装置33が備えられている。始動装置33は、内部を遊技球が1球ずつ通過可能な通路となっていて、いわば靴下のような形状をしている。具体的には、遊技球1~1.2球分の間隔を空けて並んだ2枚の平行な側壁33H, 33Hが、ユニット本体25Bの上端から遊技球2~3個分下方へ延び、そこから左下方へ曲がり、さらに遊技球2~3個分延びたところで、円弧を描いて連結している。

10

【0048】

この始動装置33の上端部に始動ゲート18が配されている。また、始動装置33のうち屈曲部が上述した第2の始動入賞口14Bとなっていて、ここに可動扉14Tが配置されている。始動装置33の側壁33H, 33Hのうち右の側壁33Hには、可動扉14Tの上方位置に隙間があり、この隙間は、可動扉14Tによって第2の始動入賞口14Bへの入球を阻まれた遊技球を排出する排出口33Aとなっている。なお、可動扉14Tは、遊技球を排出しやすいように右下がりに傾斜している。

20

【0049】

また、上述したように、普通図柄の当否判定結果が当りになると可動扉14Tが後方へスライドし、遊技球が第2の始動入賞口14Bに入球可能となる(図6参照)。この第2の始動入賞口14Bに入球した遊技球は、始動装置33の下端まで誘導された後、遊技板11の裏側へと排出される。

【0050】

図5に示すように、ユニット本体25Bにおける右上方部のうち始動装置33の右方には、始動装置33との間に遊技球が1球ずつ通過可能な第1通路40を形成する通路構成体35が形成されている。通路構成体35は、ユニット本体25Bの上端から可動扉14Tの上下方向の位置まで伸びている。また、通路構成体35の上下方向の中央部には左方へ突出した突起35Tが形成されていて、第2の始動入賞口14Bの開放時に、第1通路40を通過した遊技球が突起35Tに衝突して第2の始動入賞口14Bへ入球することが可能となっている。

30

【0051】

ユニット本体25Bのうち左上方部は、装飾部材34となっている。装飾部材34の右壁34Rは、ユニット本体25Bの上端から始動装置33における下端の上下方向の位置まで、始動装置33の左側の側壁33Hに沿って伸び、その側壁33Hとの間に遊技球が1球ずつ通過可能な第2通路41を構成している。また、装飾部材34の下壁34D(本発明の「転動路上方カバー壁」に相当する)は、左方(遊技領域の中央側)へやや下りながら伸びている。

40

【0052】

図2に示すように、始動装置33の上方開口は、右の基幹経路21Rの終端開口と上下方向で対向していて、右方向に打たれて右の基幹経路21Rから排出された遊技球は、始動装置33に入るか、始動装置33の側壁33Hに弾かれて第1通路40又は第2通路41を流下するようになっている。

【0053】

図5に示すように、ユニット本体25Bにおける下方部には、サイド大入賞口17を備えた大入賞口構成体36が形成されている。大入賞口構成体36の下壁36Dは、通路構成体35の下端から遊技球1球分空き、かつ、ユニット本体25Bの右方外縁からも遊技

50

球1球分空いた位置から、ユニット本体25Bの外縁に沿ってユニット本体25Bの左下端付近まで延びている。大入賞口構成体36の上壁36U(本発明の「転動路構成壁」に相当する)は、大入賞口構成体36の右上端部から、始動装置33の右の側壁33Hの下方部と略平行に、左下方へ延び、そこから左方へやや下るように傾斜しながら延びている。また、上壁36Uと下壁36Dとの一端側(右側)は繋がっており、他端側(左側:遊技領域の中央側)の間はやや右方に湾曲しながら上下方向に延びた連絡壁36Rにより連絡されている。

#### 【0054】

サイド大入賞口17は、大入賞口構成体36における上壁36Uのうち左端寄り位置に遊技球1球分開口して形成されていて、このサイド大入賞口17を閉塞するようにスライド蓋17Tが配置されている。サイド大入賞口17は、通常時はスライド蓋17Tにより閉塞されていて、上壁36Uを転動した遊技球はスライド蓋17Tの上面を通過して左方へ転動していく。そして、「大当たり遊技」になると、スライド蓋17Tが後方にスライドし、遊技球がサイド大入賞口17に入球可能となる(図6参照)。サイド大入賞口17に入球した遊技球は、大入賞口構成体36内に形成された大入賞通路50を通過して、遊技板11の裏側へと排出される。

10

#### 【0055】

また、大入賞口構成体36の下壁36Dとガイドレール12との間は、排出通路44となっていて、排出通路44に流下した遊技球はアウトロ16へと誘導される(図2参照)。

20

#### 【0056】

図4に示すように、ユニット蓋25Aは、上方部から下方部へかけて左方へ曲がりながら延びていて、ユニット本体25Bにおける始動装置33、通路構成体35、大入賞口構成体36、及び、第1通路40、第2通路41、転動路43を前方から覆っている。

30

#### 【0057】

ところで、上述したように、大入賞口構成体36の上壁36Uは、上端部から左下方へ延び、そこから左方へやや下るように傾斜しながら延びている(図5参照)。この上壁36Uのうち上端部から中間位置まで延びた比較的急勾配の部分の上面が本発明の「転動導入斜面46」に相当し、転動導入斜面46よりも緩やかな勾配で転動導入斜面46の下端から下端部まで延びた部分の上面が本発明の「転動路43」に相当する。転動路43は、始動装置33の側壁33H及び装飾部材34の下壁34Dとの間を、遊技球が1球ずつ通過可能となっている。なお、サイド大入賞口17が閉鎖しているときのスライド蓋17Tの上面も転動路43の一部を構成している。

30

#### 【0058】

図8に示すように、転動路43には、複数の段差部を挟んで複数段に分けられかつ転動導入斜面46よりも緩やかに傾斜した複数の分割斜面43L, 43M, 43Nが設けられている。具体的には、転動導入斜面46の下端位置から第1分割斜面43Lが左方へ延び、第1分割斜面43Lより急勾配の斜面43Cを挟んで、第1分割斜面43Lよりも一段低い位置から第2分割斜面43Mが左方へ延びている。そして、第2分割斜面43Mの左端から略垂直に延びた垂直面43Dの下端から左方へ第3分割斜面43Nが延びている。なお、複数の分割斜面43L, 43M, 43Nは略同じ勾配で、第1分割斜面43L、第2分割斜面43M、第3分割斜面43Nの順に長くなっている。

40

#### 【0059】

さて、第3分割斜面43Nの左端と、サイド大入賞口17の右側開口縁との間には、第3分割斜面43Nの勾配よりも急勾配な流下傾斜面43Kが形成されている。なお、この流下傾斜面43K、第3分割斜面43Nの流下傾斜面43K寄り部分及びスライド蓋17Tの流下傾斜面43K寄り部分によって、本発明の「流下段差部」が構成されている。なお、「流下段差部」は、転動路の落差が局所的に大きくなつた構造であればよく、流下段差部の上段部と下段部との間は、垂直面であつてもよいし、傾斜面であつてもよいし、その他のどのような形状であつてもよい。

50

## 【0060】

大入賞口構成体36の上壁36Uのうち、スライド蓋17Tより左方の部分は、スライド蓋17Tの上面から段付き状に下がったサブ分割斜面43Rとなっている。なお、スライド蓋17Tの上面が本発明の「第1サブ分割斜面」に相当し、サブ分割斜面43Rが本発明の「第2サブ分割斜面」に相当する。

## 【0061】

上述したように、転動路43の少なくとも1部は、装飾部材34の下壁34Dに上方から覆われている。この下壁34Dのうち流下傾斜面43Kの左斜め上方位置に段差部を形成すると共に、その段差部には流下傾斜面43Kに対向するように傾斜した跳ね返し傾斜面34H（本発明の「跳返部」に相当する）が備えられている。そして、跳ね返し傾斜面34Hの傾斜角と流下傾斜面43Kの傾斜角は傾斜角度が異なり、跳ね返し傾斜面34Hの下方側の延長線上にサイド大入賞口17の開口部の下流側端部を位置するように構成される一方、流下傾斜面43Kの下方側延長線上は、跳ね返し傾斜面34Hの下方側の延長線上と交差するように構成され、跳ね返し傾斜面34Hの延長線上にサイド大入賞口17の開口部の下流側端部を位置するように構成することで跳ね返し傾斜面34Hに当接した遊技球をサイド大入賞口17に誘導し易く構成される。また、装飾部材34における右壁34Rのうち下端には、右方へ突出し、第2通路41を通過して転動路43の中間部に向かって流下してくる遊技球を転動路43の上端部に向けて逆走させるように案内する逆走誘導部34Gが形成されている。逆走誘導部34Gによって流下方向を右側に変更することで、転動路43を通過する遊技球と第2通路41を通過した遊技球による球づまりを抑制することが可能となっている。

10

20

30

40

## 【0062】

ここで、転動路43は、ユニット本体25Bの基準壁25Zと、ユニット蓋25Aとによって前後方向から挟まれているが、これらは共に透明樹脂により形成され、転動路43を転動する遊技球が前方から視認可能となっている。なお、ユニット本体25Bの基準壁25Zと、ユニット蓋25Aとのうち、転動路43を挟んだ部分が本発明の「1対の転動路側壁」が構成されている。そして、「1対の転動路側壁」には、転動路43における流下傾斜面43Kの手前位置に、遊技球を蛇行させる蛇行部43Jが備えられている。具体的には、図5に示すように、ユニット本体25Bの基準壁25Zのうち、流下傾斜面43Kの手前位置の上方部分に、奥方向へ陥没した蛇行凹部25Dが形成されている。また、図7に示すように、ユニット蓋25Aの裏面のうち蛇行凹部25Dと対向する部分に、台形状に後方側へ突出した蛇行突部25Eが形成されている。これらの蛇行凹部25D及び蛇行突部25Eによって、蛇行部43Jが構成されている（図8参照）。

## 【0063】

また、図5に示すように、ユニット本体25Bの基準壁25Zのうち、第2通路41の中間位置と、転動導入斜面46の上方位置とには、台形状に前方側へ突出した突起25Mが2つずつ形成され、図7に示すように、ユニット蓋25Aのうち、突起25Mより遊技球0.5~1球分下流側へずれた位置には、台形状に後方側へ突出した突起25Nが2つずつ形成されている。これらの各突起25M, 25Nにより、第2通路41又は転動導入斜面46を通過する遊技球は、前後方向に蛇行しながら進行する。なお、蛇行突部25E、蛇行凹部25D及び各突起25M, 25Nは遊技球の流下方向に沿って傾斜面を備えていて、遊技球が蛇行しながらもスムーズに流下するようになっている。

## 【0064】

ここで、サイド大入賞口17の入賞入口について詳説する。「入賞入口」とは、「入賞口又は当該入賞口に連なる遊技釘等（遊技部材）で構成される遊技球の流下経路のうち、入賞口から最も離れた位置にあるもの」のことであり、「入賞口に連なる遊技釘等」とは、遊技釘間を遊技球が通過できないように遊技釘等を連続配置したもののことをいう。即ち、遊技球をサイド大入賞口17に案内する大入賞口構成体36の上壁36Uは、「入賞口に連なる遊技釘等」に相当する。

## 【0065】

50

図11に示すように、サイド大入賞口17の左端側開口縁を支点P0として転動路43の右方側に延びる架空の基準線H(図11に示す一点鎖線)を水平状態から上方(図11における反時計回り方向)に回動して(徐々に起こして)いくと、大入賞口構成体36の上壁36Uの最上端点P1が、基準線Hが最後に離れる位置(支点Pから最も離れた位置)となる。この最上端点(振分部)P1と支点P0とを結ぶ線分Hが、サイド大入賞口17の入賞境界線分Nとなり、サイド大入賞口17への実質的な入賞入口と見なすことができる。つまり、本実施例では、最上端点P1が、遊技球をサイド大入賞口17側の転動路43側かアウト口16に誘導可能な排出通路44かの何れかに振り分ける部位であることから、最上端点P1が入賞口又は当該入賞口に連なる遊技釘等(遊技部材)で構成される遊技球の流下経路のうち、入賞口から最も離れた位置にあるものとなる。

10

#### 【0066】

また、ここで、大入賞口の入賞入口は55mmを越え135mm以下に規定されているため、サイド大入賞口17は、入賞境界線分Nの長さが上記の範囲内になるように配置されている。なお、「大入賞口」とは、「入賞口のうち役物が作動した場合に著しく入賞が容易になる入賞口」のことである。

#### 【0067】

そして、この入賞境界線分Nと大入賞口構成体36の上壁36Uで囲まれた領域(図11に示す斜線のハッチング部分)が、それ以外の領域よりもサイド大入賞口17に遊技球が入賞し易い高確率流下領域Kとなる。高確率流下領域Kは、高確率流下領域Kの流下面を凹状(屈折又は屈曲)に構成することで遊技球の流れを直線的な流れと異なる流れとすることが可能となり、少なくとも遊技球を1部が進入可能である(含むことができる)と共に、遊技球を複数の流下経路に分割可能な障害釘や遊技球が入球可能な入球部が設けられていないので、高確率流下領域K内での遊技球の流下方向の変化が少なく、高確率流下領域Kに流下した遊技球のほとんどがサイド大入賞口17に入賞し易いようになっている。

20

#### 【0068】

第1通路40を通過した遊技球は、大入賞口構成体36の最上端点P1で左右に振り分けられ、左側に振り分けられた遊技球のみが高確率流下領域Kへと入りサイド大入賞口17に入球可能となり、右側に振り分けられた遊技球は排出通路44を通過してアウト口16へと向かわせられる。よって、開閉入賞口のうち転動路の下流側に位置する開口縁を支点にして前記転動路の上流側に延びる架空の基準線を水平状態から徐々に起こしたときに、前記転動路構成壁のうち支点から最も離れた位置を最上端点とすると、前記転動路構成壁は、前記遊技板の前面における遊技球の流下経路を前記最上端点で左右に振り分け、その一方に振り分けられた遊技球のみを前記転動路から前記開閉入賞口に向かわせる構造に形成され、前記遊技板の前面には、前記転動路構成壁の前記最上端点で他方に振り分けられた遊技球を前記開閉入賞口以外の入賞口又はアウト口に向かわせる流下経路が備えられ、前記支点と前記最上端点とを結ぶ入賞境界線分と前記転動路構成壁とに囲まれた高確率流下領域には、前記開閉入賞口以外に遊技球が入球可能な入球部が設けられていないよう構成されている。そのため、転動路構成壁のうち、開閉入賞口の下流側開口縁と最上端点とを結ぶ入賞境界線分に相当する開口部分を、法律により定められている「入口」として利用することが可能となる。また、前記高確率流下領域は、遊技球の少なくとも1部が進入可能な大きさになるように前記転動路構成壁の上面が前記入賞境界線分から離れる側に凹状に(屈折又は屈曲して)構成されている。なお、架空の基準線Hが最上端点P1に到達する前に始動装置33に到達した場合は、始動装置33からの延長線上の壁部までが入賞入口となるため、その場合はその入賞入口内にアウト口16に誘導可能な排出通路44への通路を設けないように構成する。

30

#### 【0069】

本実施形態のパチンコ遊技機10の構成に関する説明は以上である。次に、本実施形態のパチンコ遊技機10の作用効果について説明する。図1に示す操作ノブ28を操作して複数の遊技球を、順次、図2に示す遊技領域R1に打ち込むと、それら遊技球が遊技領域

40

50

R 1 の左側部領域に流下するものと、遊技領域 R 1 の右側部領域に流下するものとに打ち分けられる。そして、流下方向をランダムに変化させながら流下した遊技球のうちのいくつかが第 1 及び第 2 の始動入賞口 1 4 A, 1 4 B に入賞すると、当否判定が行われ、その当否判定結果が液晶画面 1 3 G に表示される。即ち、当否判定の結果に基づいて液晶画面 1 3 G において、3 つの特別図柄 1 3 A, 1 3 B, 1 3 C が、上下方向にスクロール表示された後、左、右、中の順番で特別図柄 1 3 A, 1 3 B, 1 3 C が停止表示され、それら特別図柄 1 3 A, 1 3 B, 1 3 C が同一であるか否かによって当否判定結果が報知される。

【 0 0 7 0 】

当否判定結果が「当り」の場合には、左、中、右の全ての特別図柄 1 3 A, 1 3 B, 1 3 C が同じ図柄で停止表示されて、その後、「大当たり遊技」が開始される。1 ラウンド目は、メイン大入賞口 1 5 を閉鎖していた可動扉 1 5 T が所定期間に亘って前方に倒れ、遊技領域 R 1 を流下する遊技球が可動扉 1 5 T を案内にして大入賞口 1 5 に入賞可能となる遊技が実行される。このとき、サイド大入賞口 1 7 のスライド蓋 1 7 T は閉鎖しており、遊技領域 R 1 の右側部領域を流下した遊技球のうち転動路 4 3 に受け止められたものは、スライド蓋 1 7 T 上を通過しながらメイン大入賞口 1 5 へ向かう。

【 0 0 7 1 】

そして、1 ラウンド目が終了して 2 ラウンド目が実行されると、メイン大入賞口 1 5 に代わってサイド大入賞口 1 7 が開放される。ここで、遊技領域 R 1 の右側部領域に弾き出され、右の基幹経路 2 1 R から排出された遊技球は、始動装置 3 3 に入球するか、第 1 通路 4 0、第 2 通路 4 1 の何れかを流下する。始動装置 3 3 に入球した遊技球は、第 2 の始動入賞口 1 4 B に入球するか、排出口 3 3 A から第 1 通路 4 0 へと排出される。

【 0 0 7 2 】

図 8 に示すように、第 1 通路 4 0 を流下した遊技球は大入賞口構成体 3 6 の最上端点 P 1 によって左右に振り分けられる。右方へ振り分けられた遊技球は、排出通路 4 4 を通過してアウト口 1 6 ( 図 2 参照 ) へと誘導される。一方、左方へ振り分けられた遊技球は転動導入斜面 4 6 を通過して転動路 4 3 を左方へ転動する。また、第 2 通路 4 1 を流下した遊技球は、第 2 通路 4 1 の下端部の逆走誘導部 3 4 G によって転動路 4 3 の右方側へと排出された後、転動路 4 3 の勾配によって左方へと転動する。そして、転動路 4 3 を転動した遊技球は、開放したサイド大入賞口 1 7 ( 図 6 参照 ) へと入球する。

【 0 0 7 3 】

ここで、図 1 1 に示すように、本実施形態では、高確率流下領域 K の流下面を凹状 ( 屈折又は屈曲 ) に構成したことで、遊技球の流れを直線的な流れと異なる流れとすることが可能となる。また、図 9 に示すように、転動路 4 3 のうちサイド大入賞口 1 7 の右方側手前に流下傾斜面 4 3 K を設けたので、遊技球がサイド大入賞口 1 7 の手前で流下 ( 加速 ) する。サイド大入賞口 1 7 が閉鎖しているときは、流下した遊技球がスライド蓋 1 7 に衝突し、閉じているスライド蓋 1 7 T の上を転動していることを明確に確認することができる。これにより、遊技球が開放しているサイド大入賞口 1 7 を素通りしたか、閉鎖しているサイド大入賞口 1 7 の上を遊技球が転動したかを明確に判別することができる。

【 0 0 7 4 】

ところが、サイド大入賞口 1 7 の手前に流下傾斜面 4 3 K を備えて段差を設けたことにより、比較的高速で転動してきた遊技球が、サイド大入賞口 1 7 を飛び越えてしまう虞がある。しかしながら、図 1 0 に示すように、本発明によれば、転動路 4 3 の上方に、装飾部材 3 4 の下壁 3 4 D の跳ね返し傾斜面 3 4 H が備えられているので、跳ね上がった遊技球を飛び越えさせずにサイド大入賞口 1 7 に向かわせ、サイド大入賞口 1 7 が開放しているときは、遊技球をサイド大入賞口 1 7 に高確率で入球させ、サイド大入賞口 1 7 が閉鎖しているときは、遊技球をスライド蓋 1 7 T に衝突させることができる。

【 0 0 7 5 】

また、図 8 に示すように、転動路 4 3 のうち流下傾斜面 4 3 K の手前に、遊技球を蛇行させる蛇行部 4 3 J を設けたので、転動路 4 3 を転動してきた遊技球のスピードを抑制す

10

20

30

40

50

ることができ、遊技球がサイド大入賞口17を飛び越えることをより確実に防ぐことが可能となる。さらに、ユニット本体25Bの基準壁25Zと、ユニット蓋25Aとに備えられた各突起25M, 25Nによって、第2通路41、転動導入斜面46を通過する遊技球を蛇行させ、遊技球のスピードを抑制することができる。また、第2通路41を通過した遊技球は、転動路43を左方へ転動する前に転動路43の右方側へと逆走させられる。このことによっても遊技球のスピードを抑制することができる。

#### 【0076】

また、転動路43には、複数の段差部が形成されているので、最上端点P1で転動路側43へ振り分けられた遊技球が、転動導入斜面46で加速された後、転動路43の複数の段差部を通過するにつれ、段階的にサイド大入賞口17に近づくように転動し、遊技球の動きの趣向性が向上する。さらに、スライド蓋17Tの上面と、サブ分割斜面43Rとの間に段差を設けたことで、スライド蓋17が開いているときと閉じているときとの遊技球の転動状態に大きな差が生じ、このことによっても遊技球が開放しているサイド大入賞口17を素通りしたか、閉鎖しているサイド大入賞口17の上を遊技球が転動したかを明確に判別することができる。

10

#### 【0077】

また、本実施形態では、入賞境界線分Nは、法律上の「大入賞口」として定められた大きさを確保しながらも、サイド大入賞口17は遊技球が1つずつしか入賞できない大きさになっている。これにより、例えば、サイド大入賞口17の開放中に、不正な糸付きの遊技球をサイド大入賞口17に入れようとした場合、サイド大入賞口17の大きさが遊技球が1つずつしか入賞できない大きさであれば糸付きの遊技球によってサイド大入賞口17或いはサイド大入賞口17への通路が塞がることから球づまりが発生し、不正の発見或いは抑制をすることが可能となる。

20

#### 【0078】

##### 【他の実施形態】

本発明は、前記実施形態に限定されるものではなく、例えば、以下に説明するような実施形態も本発明の技術的範囲に含まれ、さらに、下記以外にも要旨を逸脱しない範囲内で種々変更して実施することができる。

#### 【0079】

(1) 上記実施形態では、転動路を構成する大入賞口構成体36の上壁36Uが、複数の傾斜面から構成されていたが、湾曲した面により構成されていてもよい。

30

#### 【0080】

(2) 上記実施形態では、サイド大入賞口17は遊技球が1つずつしか入賞できない大きさになっていたが、例えば、2~3球ずつ入球可能な大きさになっていてもよい。

#### 【0081】

(3) 上記実施形態では、本発明の「跳返部」を、装飾部材34の下壁34Dに形成された跳ね返し傾斜面34Hにより構成していたが、例えば、障害釘等により構成してもよい。

#### 【0082】

(4) 上記実施形態では、跳ね返し傾斜面34Hの傾斜角と流下傾斜面43Kの傾斜角とは傾斜角度が異なっていたが、傾斜角度を同じにして、両者が平行になるように構成してもよい。また、跳ね返し傾斜面34Hと流下傾斜面43Kとは平面でなくてもよい。

40

#### 【符号の説明】

#### 【0083】

10 パチンコ遊技機

11 遊技板

17 サイド大入賞口(開閉入賞口)

17T スライド蓋

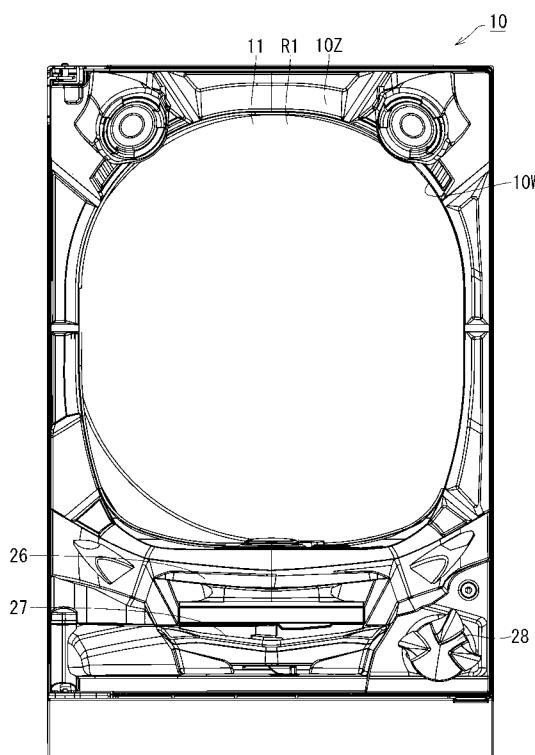
34D 下壁(転動路上方カバー壁)

34G 逆走誘導部

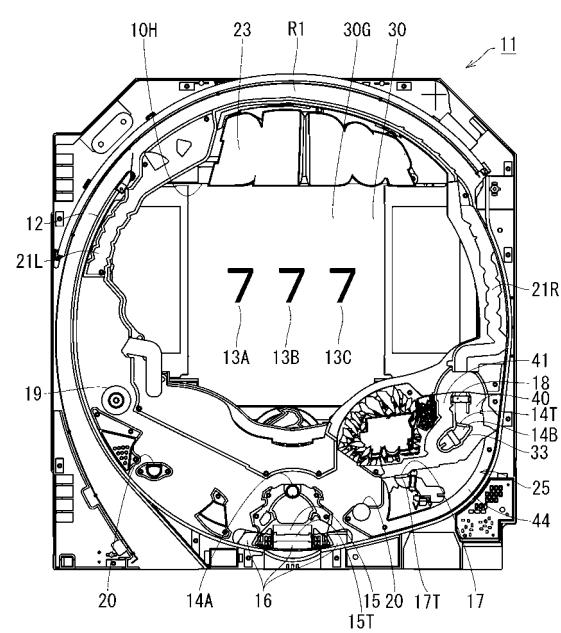
50

3 4 H 跳ね返し傾斜面 3 4 H  
 3 6 U 上壁(転動路構成壁)  
 4 3 転動路  
 4 3 K 流下傾斜面  
 4 6 転動導入斜面

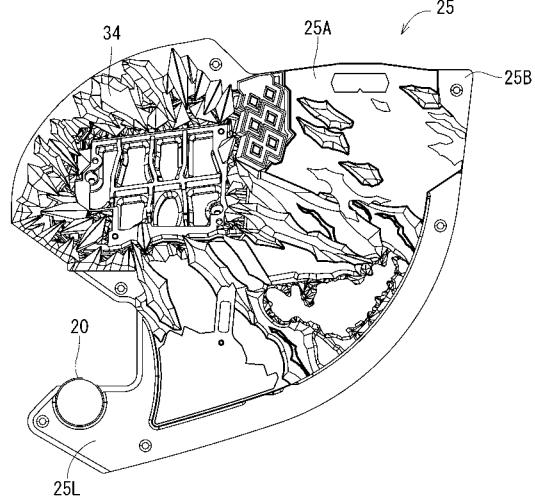
【図1】



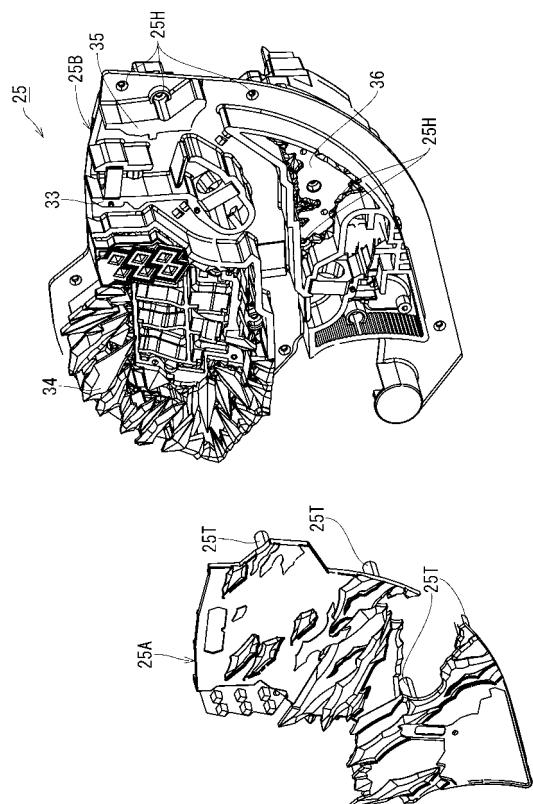
【図2】



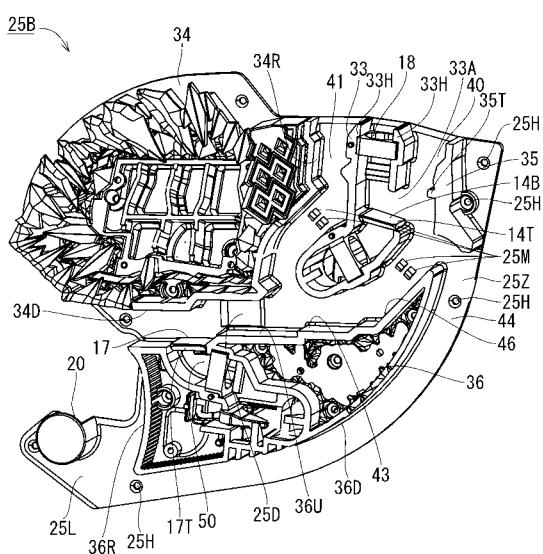
【 図 3 】



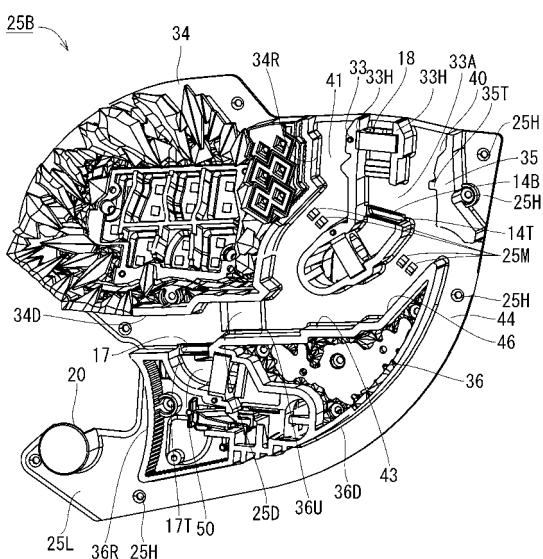
【 図 4 】



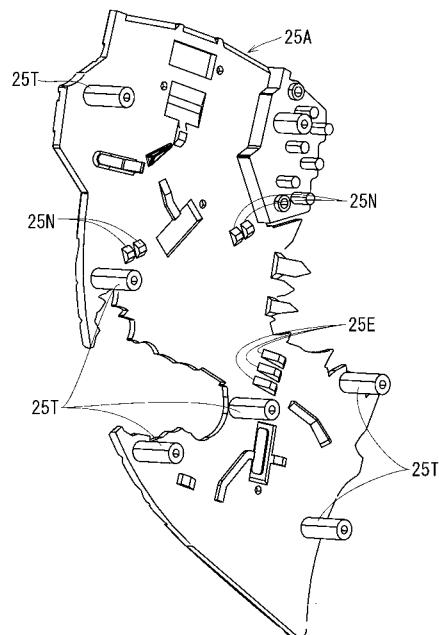
【図5】



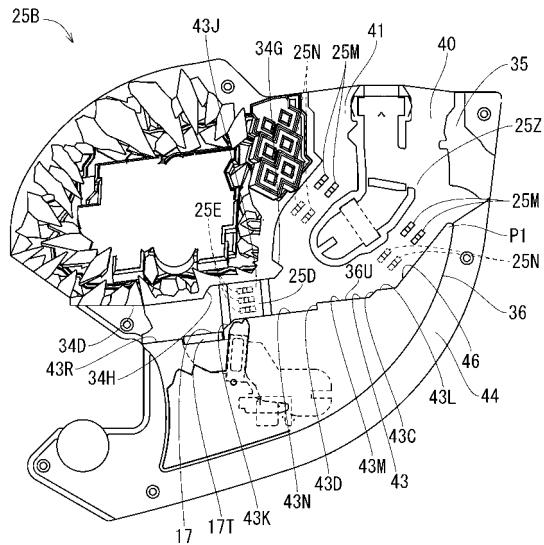
【 図 6 】



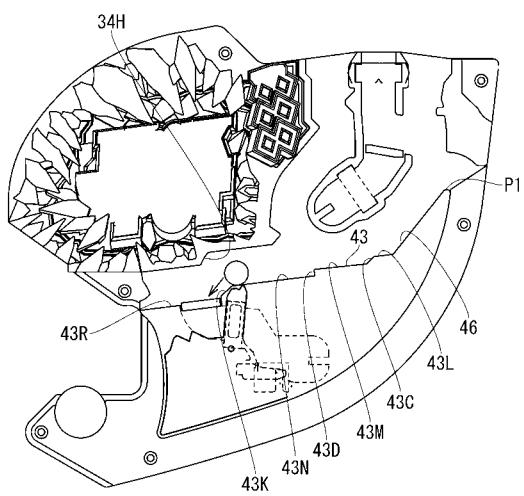
【 図 7 】



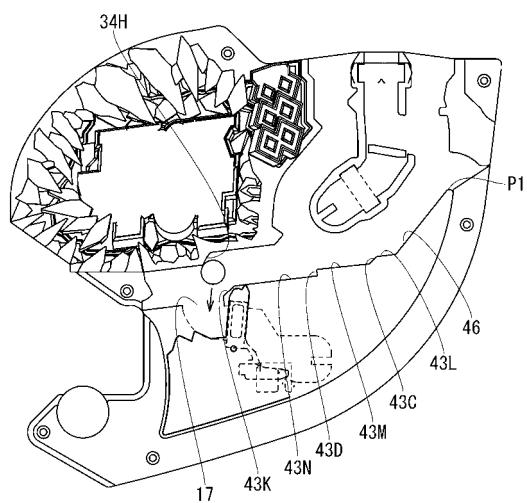
【 四 8 】



【図9】



【 図 10 】



【図 11】

